

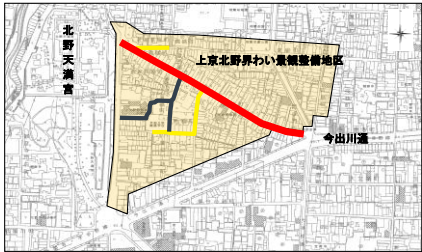
評価対象年度 23年度～ 25年度

・歴史的風致維持向上施設の整備・管理

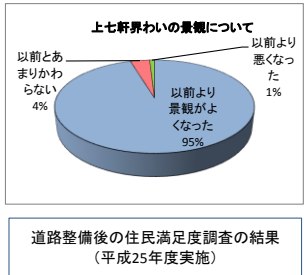
代表的な取り組み③ ③道路修景整備事業 北野上七軒界わい地区
 ③観光案内標識アップグレード推進事業
 ③歴史的町並み再生事業 上京北野界わい景観整備地区

(取り組み概要)

・**道路修景整備事業**
 平成22年度から、北野天満宮の表参道及び上京北野界わい景観整備地区内にある上七軒通の約310m区間において、無電柱化、道路修景整備、設備配線などの修景及び上七軒歌舞練場周辺道路の美装化を行い、平成24年度に工事完了している。平成25年度には、交通量調査、住民満足度調査を行った。事業実施に当たっては、地元中心の「上七軒まちづくり無電柱化等検討委員会」を設置・計5回開催し、道路舗装のデザイン、照明灯のデザイン、石碑、案内看板の内容や設置箇所等を検討した。
 当該事業については、経済界からの支援が得られるなど、行政、地域住民、経済界と連携した計画の推進を図っている。



- 凡 例
- 無電柱化及び道路美装化箇所
 - 周辺道路美装化箇所
 - 周辺道路美装化箇所(間接補助)
 - 界わい景観整備地区範囲



・**観光案内標識アップグレード事業**
 平成23年度に策定した「京都市観光案内標識アップグレード指針」に基づき、平成24年度に観光案内標識の設置を行った。



・**歴史的町並み再生事業**
 歴史的建造物等の外観の修理・修景工事に対する助成件数
 平成23年度：1件、平成24年度：2件、平成25年度：2件



(自己評価)

・上七軒通は北野天満宮(国宝・重要文化財)の門前で、京都で最も歴史の長い花街である当地域のメインストリートであり、茶屋様式の町家の町並みを形成している場所である。これらの事業によって、町並みと道路空間が一体となり、良好な景観を形成することが出来た。

・道路修景整備事業においては、ワークショップを開催するなど、地域住民と連携を図りながら進めており、市民と連携したまちづくりの推進に寄与している。

(外部評価)

・外部有識者名(役職・肩書き等): 京都大学名誉教授、花園大学教授 高橋 康夫

・外部評価実施日: 平成25年 月 日

・有識者コメント

(今後の対応方針)

評価対象年度 23 年度～ 25 年度

・歴史的風致維持向上施設の整備・管理

代表的な取り組み③歴史的町並み再生事業 梅辻邸修理事業
⑥地域の歴史まちづくりの推進に関する取組

(取り組み概要)

上賀茂地区は上賀茂神社を中心として発展した地域であり、門前に位置する社家町は、中世以降、賀茂六郷の中心にあつて、上賀茂神社に仕える神官の住居(社家)や農家が混在する町として、明神川沿いを中心として発展してきた。梅辻邸は、上賀茂神社の東、明神川の北に位置し、「賀茂七家(かもしちけ)」と呼ばれる。順番に上賀茂神社の神主に就任することができた七軒の社家のうちの一つであり、唯一上賀茂に残っている建造物となっている。また、前面道路に沿って長屋門及び土塀が並んでおり、長屋門は上賀茂に現存する二つの内の一つである。

このように、歴史的意匠に優れ、地域の自然、歴史、文化等からみて景観上の特色を有し、良好な景観の形成に重要な建造物であることから、平成22年度に景観重要建造物及び歴史的風致形成建造物に指定を行っている。

・歴史的町並み再生事業

平成23・24年度に上賀茂地区の通り景観の特徴である土塀の修理・修景に対し助成を行った。



外観写真(平成22年指定時)



長屋門及び塀写真(平成22年指定時)

土塀修理・修景工事



工事前



工事中



工事後

・地域の歴史まちづくりの取組

梅辻邸の見学をきっかけに、上賀茂の社家を維持保全することを目的とした「京の社家を学ぶ会」を発足し、平成22年8月から「寺子屋」という勉強会を始めた。寺子屋を通じ、地域の方々との交流が活発となり、平成25年度までに11回開催した。また、上賀茂地区だけでなく、京都府下では山科、松尾、大山崎、向日市、府外では出雲などの社家も見学するなど、社家建築を深く追求している。



寺子屋(勉強会)の様子

	寺子屋テーマ	開催日
第1回	社家住宅を残す為の得策の語らい	平成22年8月28日
第2回	歴史ある町並みの魅力を地震・火災から護りぬく	平成22年12月11日
第3回	上賀茂の存在と未来への取り組みについて	平成23年2月12日
第4回	加茂の水石と土塀の瓦を再認識しましょう	平成23年5月21日
第5回	土塀のいろいろについて	平成23年10月15日
第6回	瓦のいろいろについて	平成23年12月3日
第7回	室内の着飾り襖と障子	平成24年7月14日
第8回	社家住宅を大工の目から見えたもの	平成24年11月17日
第9回	社家町の存在と、これからの有り方	平成25年4月20日
第10回	京都の観光	平成25年9月7日
第11回	相続とは	平成26年2月8日



社家見学会の様子

(自己評価)

梅辻邸は、「賀茂七家(かもしちけ)」と呼ばれ、順番に上賀茂神社の神主に就任することができた七軒の社家のうちの一つであり、上賀茂の社家の外観の特徴を残す唯一の建造物である。また、上賀茂の通り景観の特徴である土塀を残しており、連続する通り景観に大きく貢献している。
梅辻邸の指定や土塀の修理等をきっかけに、社家町の保全を目的とした「寺子屋」という勉強会を平成22年から始め、地域住民を中心に現在までに11回開催されるなど、地域住民が主体となった景観保全が推進されている。

(外部評価)

・外部有識者名(役職・肩書き等):

・外部評価実施日:平成25年 月 日

・有識者コメント

(今後の対応方針)

評価対象年度 23年度～ 25年度

・歴史的風致維持向上施設の整備・管理

代表的な取り組み ③旧三井家下鴨別邸主屋他保存修理事業

(取り組み概要)

旧三井家下鴨別邸は、下鴨神社の糺の森の南端、高野川と鴨川の合流地点の北岸に所在している。三井総領家である三井北家の別邸として10代・三井八郎右衛門高棟(たかみね)によって建築された邸宅である。同地には明治42年(1909)に三井家の祖霊社である顕名霊社(あきなれいしゃ)が遷座され、その参拝の宿所のため、大正14年(1925)に建築されたのが現在の旧邸で、主屋、玄関棟、茶室が現存している。なお、高棟の京都滞り時には主に油小路邸(油小路通二条上る)が使用され、下鴨別邸への滞在は顕名霊社への参詣、参拝時に限られていたことが記録から分かる。

建築にあたり、木屋町三條上るにあった三井家の木屋町別邸が主屋として移築された。木屋町別邸は明治13年(1880)に建築され、高棟の養父である9代当主・高朗(たかあきら)が同27年に死去するまで隠居していた邸宅であった。この主屋に増築する形で玄関棟が新築されている。茶室には慶応4年(1868)の祈禱札(きとうだ)が残ることから、三井家が同地を購入した時点で既に存在していた建物である可能性が高いと考えられる。

主屋は南側に設けた庭園に面して建ち、1階に次の間付の八畳座敷、2階に十四畳の座敷を構え、正面に縁をまわした開放的な作りとしている。明治初期の建物を移築しているため、全体として簡素な意匠でまとめられているのが特徴である。3階には望楼が設けられ、鴨川や東山の眺望を楽しんだものと思われる。玄関棟は、移築した主屋の玄関部分として増築された建物で、内部は書院造を基調とするが、天井を高くし、床にじゅうたんを敷くことで、椅子座の洋式居室として使用された。洗面室などには洋風意匠が用いられている。茶室は、1畳台目(だいめ)の小間と3畳次の間が付いた4畳半の開放的な広間からなり、茶の湯(抹茶)と煎茶の両方に対応できたものと考えられる。

旧三井家下鴨別邸は、平成23年に重要文化財に指定され、京都市が管理団体となっている。京都市では、平成24年度～27年度において旧三井家下鴨別邸の保存修理及び敷地整備事業を実施しており、平成28年度以降、一般公開施設として活用する予定である。



旧三井家下鴨別邸(修理前)



旧三井家下鴨別邸(玄関棟屋根葺替工事中)



旧三井家下鴨別邸(茶室屋根葺替工事中)

(自己評価)

旧三井家下鴨別邸は、京都市内における大規模な近代和風建築として重要である。糺の森の南端に位置し、歴史的風致を形成する建造物でもある。保存修理及び敷地整備事業を実施により、広く市民に公開、活用されることで、京都における重要な文化・観光資源として寄与することが期待される。

(外部評価)

・外部有識者名(役職・肩書き等):

・外部評価実施日:平成25年 月 日

・有識者コメント

(今後の対応方針)

評価対象年度	23年度～25年度
・歴史的風致維持向上施設の整備・管理	
代表的な取り組み：⑥京都市民が残したいと思う京都を彩る建物や庭園制度	
(取り組み概要)	
<p>《制度の概要》 市民が京都の財産として残したいと思う、京都の歴史や文化を象徴する建物や庭園を公募により、リスト化・公表し、市民ぐるみで残そうという気運を高めるとともに、様々な活用を進めることなどにより、維持・継承を図る。 *対象要件：世代を越えて継承されてきた、概ね50年以上を経過した(国又は地方公共団体所有を除く。)</p>	<p>《制度の現状》 ・文化財制度より緩やかに、価値の高いものを包み込む制度として新設。(平成23年11月) ・市民から推薦のあった233件を審査し、制度の要件に合致していると認められたもののうち、所有者の同意を得られた175件を「選定」。うち、特に評価の高いものを37件を「認定」している。(平成25年12月現在)</p>
<p>審査会は学識経験者・市民公募委員で構成</p> <p>所有者が価値を再認識することで、除却・売却等による価値の減失を防ぐ</p>	
<p>市民から応募 市民が京都の歴史や文化を象徴すると思われる建物や庭園を推薦</p> <p>審査及び選定 応募されたものは審査会で審査し、所有者の同意を得て選定</p> <p>リスト公表 ホームページやリスト冊子で公表 ※公表に同意を得たもののみ</p> <p>支援 維持・継承、活用に関して所有者の相談に応じる</p> <p>調査 価値の高いものを調査(既存調査も活用)</p> <p>認定 審査会において特に価値が高いと表されたもの</p> <p>文化財・景観制度での指定・登録等を検討</p> <p>概ね50年以上経過したもので国・府・市の所有物を除く</p> <p>現状変更・所有権移転の制限はなく、その分資金支援等はない</p>	
<p>《効果その1：選定物件の公開》 次のような公開を支援する他、選定物件が公開される場合は、本制度ホームページで公表している。 ・「第38回夏の旅」において、長谷川家(南区)が公開された。(平成25年7月～9月)</p>  <p>・所有者・推薦者等で構成する「水車の小路をつなぐ会」により竹中家(左京区)が公開された。(平成24年12月)</p> 	<p>《効果その2：地域の取組との連携》 地域単位で取り組まれている、歴史・文化の発掘やまち並み保全の活動の一環として、いくつかの地域団体から、本制度への推薦があった。 【例1 古川町商店街(東山区)】 「昭和の雰囲気漂うレトロな商店街」を標榜され、のれんのデザインを統一するなど、魅力の発信に取り組んでいる同商店街が、温かい和の雰囲気を大切にしている店舗を、商店街の目指す雰囲気づくりに寄与しているとして本制度に推薦された。商店街理事会において、選定証授与式が行われた。 【例2 NPO法人 ふるさと京北 錦杉塾(右京区)】 茅葺民家やおくどさん等を調査し、冊子にまとめる等の活動をしているNPOが、これまで調査した建物等を推薦。同NPO主催の選定証授与式が行われ、引き続き所有者及び同NPOメンバーで、歴史的資産を継承する意義や悩み等について意見交換がされた。 【例3 久我・久我の杜・羽東師まちづくり協議会 歴史・文化部会(伏見区)】 古い写真を集めて記録に残し、昔からいる人には記憶を呼び戻し、地域に新たにいられた住民にも、地域の良さを知ってもらう活動を進めるメンバーが、大学生とまち歩きを行い、地域の宝を探した。その際に魅力を感じた民家を、学生と地域住民とで本制度に推薦された。</p>   
<p>《効果その3：歴史的建造物に関する市民団体との連携》 ・京都市文化財マネージャー※との協働による取組 ①価値の高い選定物件の調査</p>  <p>②まち歩きを行い、推薦すべき建物や庭園の発掘 ③選定物件所有者の維持継承等の意向に関する共同調査</p>	<p>※京都市文化財マネージャー 歴史的建造物の保存・活用のために活動する専門性の高い人材を育成するための制度。京都市、(公財)京都市景観・まちづくりセンター及びNPO法人古材文化の会で構成する実行委員会による育成講座を修了した受講生をマネージャーとして登録している。</p>

<p>(自己評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化財や景観関連制度ではピックアップできていない歴史的資産を価値付けし、市民と共有する機会となっている。 ・選定を契機に公開等始める物件もあり新たな活用の契機となっている。 ・地域単位のまちづくりとの連携も進み、住民が発掘された地域資源のデータベースとしての意味付けもできつつある。 ・京都市文化財マネージャーとの連携が進み、選定物件の維持・継承、活用にあたっての支援体制が整いつつある。
<p>(外部評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部有識者名(役職・肩書き等): ・外部評価実施日: ・有識者コメント
<p>(今後の対応方針)</p>